

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第一条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社債、株式等の振替に関する法律

目次中「第六章 その他の社債等の振替」を「第六章 地方債等の振替」に、

「第七章 雑則(第百二
第八章 罰則(第百三

「第七章 株式の振替

第一節 通則(第百二十八条)

第二節 振替口座簿(第百二十九条―第百四十七条)

第三節 振替の効果等(第百四十八条―第百五十七条)

第四節 商法の特例(第百五十八条―第百六十八条)

第五節 雑則(第百六十九条)

第八章 新株の引受権の振替

第一節 通則（第一百七十条・第一百七十一条）

第二節 振替口座簿（第一百七十二条―第一百七十九条）

第三節 振替の効果等（第一百八十条―第一百八十八条）

第四節 商法の特例（第一百八十九条―第一百九十一条）

第五節 雑則（第一百九十二条）

第九章 新株予約権の振替

第一節 通則（第一百九十三条）

第二節 振替口座簿（第一百九十四条―第二百二条）

第三節 振替の効果等（第二百三条―第二百十二条）

第四節 商法の特例（第二百十三条―第二百十七条）

第五節 雑則（第二百十八条）

第十章 新株予約権付社債の振替

十八条―第三百三十六条の二)

十七条―第四百十六条)

を

第一節 通則(第二百十九条・第二百二十条)

第二節 振替口座簿(第二百二十一条―第二百三十二条)

第三節 振替の効果等(第二百三十三条―第二百四十二条)

第四節 商法の特例(第二百四十三条―第二百四十八条)

第五節 雑則(第二百四十九条)

第十一章 投資口等の振替

第一節 投資口の振替(第二百五十条―第二百五十八条)

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替(第二百五十九条―第

第三節 特定目的会社の優先出資の振替(第二百六十六条―第二百

第四節 協同組織金融機関の優先出資引受権の振替(第二百七十五

第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替(第二百七十八

第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替(第二百八十二条―第

第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二

第十二章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替（第二百九十四条―

第三節 証券取引法による合併に係る振替（第二百九十七条）

第十三章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替（第二百九

第十四章 雑則（第二百九十九条―第三百九条）

第十五章 罰則（第三百十条―第三百九条）

に改める。

二百六十五条)

七十四条)

条―第二百七十七条)

条―第二百八十一条)

二百八十五条)

百八十六条―二百八十九条)

係る振替(第二百九十条―第二百九十三条)

第二百九十六条)

十八条)

第一条中「社債等」を「社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利」に、「振替を」を「振替に関し、振替を」に、「社債権者等」を「振替に関する手続並びに権利を有する者」に、「並びに社債等の振替に関し」を「その他の」に改める。

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十五号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第二十一号及び第二十二号に掲

げるもの」に改め、同項第十一号の次に次の十二号を加える。

十二 株式

十三 新株の引受権

十四 新株予約権

十五 新株予約権付社債

十六 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口

十七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資

十八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（旧資産流動化法に規定する優先出資を含む。）

十九 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権

二十 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権

二十一 資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債

二十二 資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債

二十三 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十一号に掲げる政令で定める証券

又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとするものが適當であるものとして政令で定めるもの

第三条第一項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同項第二号中「若しくは保管振替法又はこれらに」を「又はこれに」に改め、同項第三号中「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に、「これらの」を「この項の」に、「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に改める。

第八条の見出しを「(振替機関の業務)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九条中「及び保管振替業等」を削る。

第十一条第一項第四号を次のように改める。

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。)、第百三条第一項、第百七条第一項、第百五十三条第一項(第百

五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、又は第二百三十八条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

第十一条第一項第五号ロを次のように改める。

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百四條第一項、第百八條第一項、第百五十四條第一項（第百五十二條第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百九條第一項（第二百八十条第一項及び第二百

九十八条第四号において準用する場合を含む。)又は第二百三十九条第一項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関(第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。)

が、その加入者(同号に掲げる者、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。)に対して、当該加入者の上位機関(保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。)が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十条第二項(これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。)、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百五十五条第二項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号

において準用する場合を含む。）、第二百五十六条第二項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十七条第二項若しくは第二百八十八条第二項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百十条第二項若しくは第二百十一条第二項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八号第四号において準用する場合を含む。）又は第二百四十条第二項若しくは第二百四十一条第二項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八号第五号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならぬ。

第十二条第二項を次のように改める。

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八号第一号において準用する場合を含む。）、第二百三条第一項及び第三項、第百七条第一項及び第四項、第百五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、

第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五條第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百八條第一項及び第三項（これらの規定を第二百八十條第一項及び第二百九十八條第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八條第一項及び第四項（これらの規定を第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

第十三條に次の一項を加える。

3 発行者は、第一項の同意を撤回することができない。

第十九條を次のように改める。

（事故の報告）

第十九條 振替機関は、第七十八條第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において

準用する場合を含む。）、第百三条第一項、第百七条第一項、第百五十三條第一項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百八條第一項（第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）、若しくは第二百三十八條第一項（第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）、の場合同其他主務省令で定める事故が生じた場合

百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百四條第一項、第百八條第一項、第百五十四條第一項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百九條第一項（第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及び第二百九十八條第五号において準用する場合を含む。）、若しくは第二百三十九條第一項（第二百八十四條第一項、第二百八十八條第一項及

び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第三十六条第四項及び第三十九条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第四十六条中「口座管理機関について」を「口座管理機関について、第四十二条の規定は口座管理機関が第四十四条第一項各号に掲げる者でなくなった場合について、それぞれ」に改める。

第四十八条中「第八条第二項及び第三項」を削り、「第六章」の下に「から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第八条第一項の項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同表第十二条第二項の項中「及び第二百二十七条」を「第二百二十七条及び第二百九十八条第一号」に、「又は第一百七条第一項及び第四項」を「第一百七条第一項及び第四項、第一百五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第八十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）」、「第二百八条第一項及び第三

項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八条第一項及び第四項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に改め、同表第三十三条の項を削り、同表第八十条第二項の項の次に次のように加える。

第九十条第一項	申請	申請又は決定
---------	----	--------

第四十八条の表第二百二十九条第一項の項中「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に改め、同表第三百十一条の項中「第三百十一条」を「第三百三条」に改め、同表第三百十二条第一項第一号の項中「第三百十二条第一項第一号」を「第三百四条第一項第一号」に改め、同表第三百二十二条第一項第二号の項中「第三百二十二条第一項第二号」を「第三百四条第一項第二号」に改め、同表附則第十九条の項を削る。

第五十八条を次のように改める。

（受託者への通知等）

第五十八条 振替機関等が次の各号に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じ

させ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと（第六十条第一項において「誤記載等」という。）によつて加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）を受けたもの（以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。）は、直ちに、破産手続開始決定等がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

一 第六十九条第二項（同条第三項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）

二 第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一

条、第二百二十三条、第二百五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

三 第七十一条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）

四 第七十二条（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）

五 第七十八条第五項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を含む。）

六 第七十九条第五項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第二百九十八條第一号において準用する場合を

含む。)

七 第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

八 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百

三条第五項、第百四条第五項、第百七条第六項、第百八条第五項、第百二十一条の二第四項若しくは

第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項

九 第三百三十条第二項（同条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八

第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百

六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)

十 第三百三十一条第五項（同条第六項（第百四十六条第一項、第百四十六条第四項、第二百五十二条第一

項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合

を含む。）、第百四十条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十

六条第四項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十

八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二

百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)

十一 第三百三十二条第一項(第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)

十二 第三百三十三条第五項(第四百四十条第二項及び第四百四十六条第五項(これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)(において準用する第三百三十二条第四項(第二号及び第五号を除く。))

十三 第三百三十四条第二項(同条第七項及び第四百四十一条第一項(これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第四百四十二条第八項(同条第九項及び第十項(これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。))、第二百六十一条第一項、第二百九十条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。)

十四 第三百三十五条第三項(同条第四項(第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九